

資料番号	2
------	---

令和7年9月25日	
課名	教育委員会事務局
	秘書広報室
担当者	室長 竹森
内線	4930

広島県教育委員会会議録

令和7年7月11日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年7月11日（金） 13：00開会

14：13閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	志 々 田 ま な み
	菅 田 雅 夫
	小 田 原 希 美

2 欠席者

中 村 一 朗

3 出席職員

教 育 次 長	江 原 透
管 理 部 長	糸 崎 誠 二
学 び の 変 革 推 進 部 長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重 森 栄 理
総 務 課 長	永 井 匠
秘 書 広 報 室 長	竹 森 潤 一
教 職 員 課 長	藤 井 典 之
文 化 財 課 長	坂 光 秀 和
教 育 改 革 課 長	今 川 浩 之
全国高等学校総合体育大会推進室長	平 田 篤
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	山 内 領 二

教育委員会会議定例会日程

	頁
日程第 1 会議録署名者について	1
日程第 2 第 4 号 議 案 広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第 3 報 告 ・ 協 議 1 広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について	2
日程第 4 報 告 ・ 協 議 2 令和 7 年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」の開幕について	3
日程第 5 報 告 ・ 協 議 3 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について	5

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件になり、第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、委員の選任に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和7年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、第2号議案の教職員人事について、第3号議案の広島県教育職員免許状再授与審査会委員の任命について、これらを公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第2号議案、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第4号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 第4号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明をいたします。

資料の表紙を御覧ください。1、提案の趣旨のとおり、国におきまして、公立中学校の学級編制の標準が令和8年度から40人から35人へと学年進行で引き下げられる見込みでございますので、これに合わせて広島県立中学校学則の一部を改正したいと考えております。

具体的には、2、改正内容でございますように、広島県立広島中学校につきましては、1学年の定員を現在の160人から140人へ、広島県立三次中学校につきましては80人から70人へと変更したいと考えております。この2校における定員の減少につきましては、これまで1学級40人を前提として、それに学級数を掛け合わせたものを定員として定めていたところでございますが、今回、1学級の生徒数を35人へと引き下げるることによるものでございます。また、広島叡智学園中学校につきましては、1学年の定員が40人ではございますが、現在、1学級の生徒数は既に35人以下としていることから、定員を変更しないこととしております。

3、改正案でございますが、別紙のとおりでございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

4、施行期日でございますが、令和8年4月1日からを予定しておりますが、国の動向と合わせるため、経過措置を設け、学年進行により移行することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見ありましたらお願いいたします。

志々田委員： クラスの数を少なくして、より質の高い教育を提供できるようにしようという国の大きな方策に則る形で、県立中学校についてもなるべく下げていこうと。ただし叡智学園は特殊な、高校で外国にルーツのある子たちの入学もあるのでそのまま現状でということという御趣旨でまずいいかということを確認です。

今川教育改革課長： お見込みのとおりでございます。

志々田委員： ありがとうございます。もう一つ御質問なんですけど、経過措置を設ける理由ですね。この経過措置というのはもう来年から、例えば2年生と3年生は140になるので20人やめ

てもらおうとか、そういうことではないっていうことの経過措置でしょうか。

今川教育改革課長： 実際は来年度入学する生徒から新しい定員を適用していくということで、もう入学している生徒に関しましては現行のまま、160人なり80人なりという形で、新しく入学する生徒から新しい定員に移行していくという意味で経過措置という言葉を使わせていただいております。

志々田委員： 承知しました。ありがとうございます。

篠田教育長： よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

細川委員： 御説明ありがとうございました。40人から35人へと定員を変えられるということで承知いたしました。それぞれ、広島県立広島中学校には広島高等学校、それから三次中学校には三次高等学校が進学先といいますか、上の高等学校があるわけですが、そちらの定員については、経過措置が進むに応じて何か変化があるのでしょうか。

今川教育改革課長： 現状におきましては、高等学校の学級編制の基準を引き下げるという動きはございませんので、直ちに高等学校の定員を中学校に合わせていくということにはならないかと存じます。ただ、3年先、この新しい定員の下で入学した生徒が高等学校へ上がる段階におきまして、国におけるその学級編制の検討状況であったりとか、そのときの生徒数、入学者の動向といったところを勘案しながら、改めて高等学校の定員を検討していくことになろうかと考えてるところでございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。そういうことでございましたら、例えば広島中学校では20人減になったので広島高等学校（の高等学校から入学する生徒）が20人の定員増になるということではなくて、そのときのことに応じてまた定員のほうはお考えになられるということで良いのでしょうか。

今川教育改革課長： お見込みのとおりでございます。このまま定員を、高等学校段階は現在240人の定員ということでございますが、それを維持をして、高等学校から入学する生徒の入学定員を増やすという考え方もあろうかと思えますし、様々、そのときの状況に応じて検討してまいりたいと考えてございます。

細川委員： 承知しました。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。いいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 1、広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について、坂光文化財課長、御説明をお願いします。

坂光文化財課長： 失礼いたします。広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

広島県博物館協議会は、地方自治法第138条の4第3項及び広島県博物館協議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。

協議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し、教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べることとなっております。

委員の定数は15人以内となっており、現在の委員数は15人となっています。

次の任期は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間でございます。

次に、重点課題でございますが、令和4年の改正博物館法に基づく、学校や社会教育施設及び民間団体などとのつながりによる地域における様々な課題解決の取組など、今後の博物館の在り方について検討していく必要があると考えており、委員の皆様それぞれの立場から御意見をいただき、今後の館の運営の参考にしたいと考えております。

選考基準でございますが、選考基準欄の1にありますとおり、学校教育及び社会教育

の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに博物館利用者のうちから、(1) から (3) までに掲げる基準によって選考したいと考えております。

今後、人選につきましては、関係各所に御意見をいただきながら進め、9月の教育委員会会議に候補者の提案をさせていただく予定としております。

なお、資料の裏面には現在の委員名簿を掲載しております。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 今回の重点としては、地域における様々な課題解決の取組、様々な課題解決といったときに、課題はたくさんあると思うので、どこか重点的に広島県の博物館を進めていったほうがいいのかという気もするんですけど、様々なというのは、各館でそれぞれ様々な課題を考えてもらうのか、それとも、諮問をする側である教育委員会のほうで、こういう地域課題に対して対応できるようにというふうなことをお願いするのか、どちらの方針でいくつもりか、もし御予定があったら教えてください。

坂光文化財課長： ありがとうございます。今考えておりますのは、改正の博物館法にもありますように関係機関、団体、もろもろの、地域も含めて連携ということを主に改正されてるということで、そういった関係団体との連携、学校も含めてですけど、そういった連携を主にやっていこうと考えております。

志々田委員： 地域と連携するっていうところで、課題を何に設定するのかっていうことが議論になるかな。最近でいうと、やっぱりダイバーシティであるとかインクルーシブであるとか、より多様な人たちがこの施設を使っていたいて、使い心地がよく、また楽しみにしていただけるような施設になっていかないといけないかなと思っていて、それぞれの、その歴史には歴史の、それから博物館には博物館、それぞれのお得意の分野があると思うんですけど、その分野をより幅広い人たちに活用していただけるような、そうした取組っていうのをもっと進めていってほしいなと前から思っていたので、ぜひ、いろんなところでも必ずインクルーシブとかポリフォニックとか、いろんな言葉が多分書いてあると思うので、ぜひ、より多様な方たち、障害者の生涯学習推進も含めて、そんなアドバイスをいただける方がアドバイザーになってくださるといいなと思ったので、意見として述べさせていただきます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

菅田委員： 県立の博物館となると広島の頼山陽と福山と三次、この三つでしたっけ。

坂光文化財課長： 博物館法に基づく博物館といいますと、美術館として県立美術館が幟町にございます。博物館としては、福山の歴史博物館、分館として頼山陽史跡資料館、三次に歴史民俗資料館、本館でいえば三つの施設が該当します。

菅田委員： それで、民間企業の発想を取り入れるために企業経営者等の起用に努めるというふうなことで、ぱっと見ると三次は佐藤会頭が入れているんですけども、広島市内でいうと中国新聞社さんなんですかね。東部地区からは民間というのがないので、ちょっとそこら辺は、地域のバランスも今後は考えていただければありがたいかなと。それから、博物館、美術館がある所在地じゃないところも、よりちょっと遠方からも行ってみたいような博物館にするためにも、そういう空白地帯のところからも入れていただきたい、そういったバランスも考えていただければと思います。以上です。

坂光文化財課長： 先ほど出ました地域のバランスも含めて、バランスを見ながら選考していきたいと思います。

菅田委員： よろしく申し上げます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」の開幕につ

いて

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議 2、令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」の開幕について、平田全国高等学校総合体育大会推進室長、説明をお願いします。

平田全国高等学校総合体育大会推進室長： 全国高等学校総合体育大会推進室長の平田でございます。同室からは、報告・協議 2

によりまして、令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体2025」の開幕に当たり、総合開会式の内容や、競技種目別大会の準備状況などについて御報告をいたします。

大会は、1、要旨にあるとおり、今月7月23日から来月の8月20日にかけて開催いたします。

このたび、広島県では、2に記載のとおり、7月24日、県立総合体育館において総合開会式を執り行います。招待者や一般観覧者など3,000名を超える方々が参加され、参集された全国の陸上競技選手団による入場行進や、広島県代表校の選手宣誓などが行われます。

また、(5)に記載のとおり、このたび、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が総合開会式へ御臨席賜り、式典では、殿下よりお言葉を賜る予定となっております。御臨席に当たり、県教育委員会といたしましては、両殿下に、ぜひ、公開演技に御注目いただきたいと考えております。大会を支える高校生が考えた「届け！応援の声」というテーマの下、出演する総勢約230名の高校生が、約27分間の演技を行うこととなっております。

特色については、(6)の資料2ページ目、イにテーマや各シーンの内容は別紙1にそれぞれ記載のとおりですので、また後ほど御覧ください。

大会を支える高校生が選んだ「応援」というテーマ設定や、被爆・終戦80年の節目となる今年、被爆地広島で大会が行われるという背景も踏まえながら取り入れた、平和の視点などにぜひ御注目いただきたいと考えております。

次に、3を御覧ください。競技種目別大会についてでございます。本県内では、(1)に記載のとおり、広島市など4市町において陸上競技など7競技8種目を開催いたします。

なお、広島県を含む開催8道県の会場及び日程については、別紙2を御覧ください。

さて、本大会には、広島県からおよそ80校、700名程度が参加する見通しとなっております。ただし、水泳につきましては、大会の日程上、現時点では決定しておりませんので、あくまで見通しの数字となります。どうぞ御了承ください。

本大会には、選手以外にも、競技運営のサポートとして県内の高校生約1,900人が補助員として参加をいたします。どうぞお知りおきください。

次のページに進んでいただきまして、(4)に安全対策について記載をしております。県及び市町などの関係者が連携し、事故防止や安全対策会議や現地安全対策会議の実施などを通じ、危機管理を徹底してまいります。また、連日の猛暑が予想されるため、熱中症予防の観点から、空調の整備や暑熱順化対策を行うこととしております。

最後に、大会を支える広島県高校生活動推進委員の活動を御紹介いたします。

4の(2)を御覧ください。総合開会式終了後から大会閉幕まで、県内競技種目別大会の各会場において、おもてなし活動を展開する予定としております。高校生間の激励に加えて、高校生がおもてなし活動で観客や会場を盛り上げ、たくさんの応援の声を選手へ届けることなどを目的に活動いたします。

実施時期、場所、内容については記載のとおりですので、後ほど御覧ください。

御報告につきましては以上となります。高校生による高校生のための、安全・安心で、一生心に残る大会となるよう、高校生や関係者などが一丸となり、準備、運営を引き続き進めてまいります。以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 楽しみに、開会式、ぜひ見させていただきたいなと思ってスケジュール組んでるところですけども、この大会自体も当日やっぱり、選手だけではなくて、たくさんの県内の、例えば剣道部であれば剣道部の子たちが、自分は選手じゃないけれども、大会の運営のためにボランティア等で参加するとか、そういうこともたくさんあるんでしょうか。

平田全国高等学校総合体育大会推進委員長： 支える立場といたしまして、各競技とも県内の高校生がサポート等、補助役員として多くの生徒が参加する予定となっております。

志々田委員： それはやっぱり先生方が御引率なさってそれぞれの会場に行くということになるんでしょうか。

平田全国高等学校総合体育大会推進委員長： 各校とも引率の先生方も役員として参加していただきまして、多くの学校で大会が成り立つという形になっております。

志々田委員： 今回、準備のときからずっと中心に考えてきてくださったと思うんですけど、そこで活躍する選手だけじゃなくて、それを支えてたり、それを楽しみに自分事のように

そこに参加する人を増やしていく、スポーツってそういうものだと思うので、そういう取組がこういう形で結実するんだろうなというふうに思いますので、先生方も含めて御負担もあろうかとは思いますが、ぜひ、何より安全に、安心・安全にこの大会ができればいいなというふうに私も思っています。楽しみにしています。ありがとうございます。

篠田教育長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

細川委員： 御説明ありがとうございました。本当にいよいよということで、今日までもう言葉にできない大変なこととか、御苦労とか、いろいろおありだったというふうに思うんですけども、それが実を結ぶこの総合開会式ということで、高校生自身が権限と責任を持ちというふうにお書きくださっています。非常に、志々田委員も言われましたけども、関係者だけでなく県内の高校生全員がやはり自分のこととしてこのインターハイを迎えてくれたら非常にいいなというふうに思っております。やはりこれから高校生がどんどんいろんなことに関わっていただくということが非常に重要でありましょうし、この経験が必ず将来、彼らの人生の上ですばらしい経験として生きていくであろうというふうに期待しております。

ちょっと余談なんですけど、私も地元の花火祭りの実行委員長に選ばれて、今までは高校生が実行委員会に加わることはなかったんです。これを参考にさせていただいて、高校生実行委員会をつくりました。もう私たちが出す発想、アイデアではなくて、企画ではなくて、高校生がこれからは自分たちの意見や考えを実現するんだという、その経験というのは何事にも代え難いものだというふうに思っております。非常にこれを参考にさせていただきました。という意味で、この中国総体がこれだけでなくいろいろなところにいろんな影響、波及するんだなということを思いましたので、ぜひ当日は本当にすばらしい総合開会式が開催されることを期待いたします。以上です。

篠田教育長： ありがとうございます。ほかにいかがですか。

小田原委員： 説明ありがとうございました。もう既に話も出ているし、かぶるところもあるんですが、支えている側の方ですね、この方たちも多分、小さなプロジェクトやチームをつかって、その中にはリーダーになる子がいたりとか、本当に現場で動いていただくような生徒さんもいらっしゃると思うんです。その子たちにとって、これだけの大きな大会するためにはこういうチームが必要なんだとか、いろいろ学びの場にもなると思いますので、その子たちがどういう思いを持って帰っていただけるかなというのはすごく興味があるところです。以上です。

篠田教育長： ありがとうございます。

最後、よろしいですか。

菅田委員： 開会式には出たかった、見に行きたかったんですけども、ちょっと次の用事があって、本当にでも楽しみにしてます。高校生の運営の皆さんによりしくお伝えください。

篠田教育長： ありがとうございます。

いよいよ2週間切りましたけれども、他はよろしいですかね。本当に安全・安心な大会となるようにしていただきたいと思いますし、また公開演技の練習は、私も見に行かせていただきましたけども、非常にすばらしいです。あまりネタばれしちゃいけないんですが、完成度が増して、コンセプトから考えて、演じ切ってくれると思いますので、非常に楽しみにしております。

また、委員からもありましたけども、自分事としてやっぱり取り組んでいただいて、高校生はやってくれていますので、その成果がやっぱり実感できるように最後まで取り組んでいただきたいと思いますし、またそれをスタッフの皆さんで支えていただいて、本当にやってよかったって思える大会にさせていただけたらと思います。選手だけでなく、支える皆さんも含めて、そうなりといいと思っていますので、最後までどうぞよろしくをお願いします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議3、広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について、山内生涯学習課長、説明をお願いします。

山内生涯学習課長： 広島県生涯学習審議会委員の任期が令和7年9月30日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。根拠規定の欄にございますとおり、広島県生涯学習審議会
は、生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律第10条第1項及び広島
県生涯学習審議会条例の規定に基づいて置かれる県の附属機関でございます。

設置目的及び任務の欄にございますとおり、この審議会は、生涯学習に資するための
施策の総合的な推進に関する重要事項につきまして、教育委員会又は知事の諮問に応じ
て調査審議するとともに、必要な事項について意見を述べることをその役割としており
ます。

委員の定数につきましては、条例上、20人以内で組織することとなっており、現在の
委員数も20人でございます。また、この審議会の中に社会教育に関する事項を調査審議
する社会教育分科会を置くこととなっており、その定数は15人以内とされております。
この分科会に属する委員会は、県の社会教育委員に位置づけられることになります。

続いて、重要課題等の欄です。第13期となります次の審議会では、生涯学習、社会教
育の観点から、個人の生涯にわたる自己実現を図るための学習環境の整備、それから持
続的な地域コミュニティを支える基盤の形成に重点を置きまして、生涯学習推進施策の
進め方について御審議いただくことを想定しております。

最後に、選考基準の欄でございます。委員の選考に当たりましては、生涯学習に関し
広くかつ高い見識を有する方の中から、1から3に掲げる基準によって選考することと
したいと考えております。今後、人選につきましては、関係各所に御意見をいただきな
がら進め、改めて審議会委員の候補者について提案させていただきます。

説明は以上です。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： これも任期が切れて、また新しい委員を選任するという時期に来てるんだと、長く
お務めの皆さんもいるので、継続していただける方については継続していただくのと、
メンバーを替えてブラッシュアップするという、両方の視点でこれから選んでいかれる
と思うんですけども、今書いてくださっている重点課題についてですけど、ものすごい
広いですね。その辺り、やはり諮問をしていくに当たって、社会教育の分科会も含め
ているので、どの辺りをテーマにするのかによってメンバーも変わってくるように思う
んですけど、今のところどんな諮問なり課題なりをお考えになられているのか教えてく
ださい。

山内生涯学習課長： 生涯学習審議会でございますので、生涯学習のことでいいますと、学習環境の整備の
ところに力点があると思っております。情報発信はしっかりやっているのですが、そ
れ以外にも公民館などのコミュニティ施設に対して、実際の学習内容というよりは学習
環境の条件整備の部分について、県としてこういった提案ができるかをしっかり御審議
いただきたいと思います。

それから、社会教育の分野で考えておりますのは、つながりづくりです。社会の中で
いろんな団体が地域をよくするために活動いただいておりますので、その方々がしっか
り連携して活動を充実していただけるようなつながりについて、どのような方策が大事
になるかについて御審議いただくことを想定しております。

志々田委員： ありがとうございます。国の全体的な傾向も今おっしゃってくださったような形で動
いているかなと思いますので、それぞれ、社会教育関係施設や生涯学習関係施設が、そ
の地域のつながりづくりの拠点として機能するということにどのような課題があるのか
とか、それから、県の施設と例えば広島市の施設であったり国の施設であったりといっ
た横のつながりのようなものを整備していく中で、きっと多様な学びの機会というのが
できていくと思います。県の生涯学習審議会はそうした体制づくり、基盤づくりを審議
していく場かなって思いますので、ぜひとも、生涯学習は幅も広い分野ですし、県内も
いろいろ施設もありますし、人選大変だとは思いますが、ぜひいい方になっていただ
ければなと祈ってます。以上です。

篠田教育長： 他いかがでしょうか。

小田原委員： 説明ありがとうございます。これまでに審議会でされた議題などを、なかなかどう
いったものをされているのかが分からないので、具体的なものをいくつか教えていただ
けますでしょうか。

山内生涯学習課長： 今、第12期になっておりますけども、その前の期におきましては、今かなり広がって
きておりますけども、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールと地域学校協
働活動の一体的推進ということを大きなテーマに掲げて御議論いただき、施策に反映で
きたところです。今期、第12期におきましては、つながりづくりのことを多く議論いた

できました。学校教育、家庭教育支援や社会教育などの分野で、いろんな団体が活動されておりますので、そういった様々な団体にどのようにつながりをつくっていただくかということをテーマにしたり、今の頑張っている世代とその次の若い世代をどうやってつなぐかという世代間のつながりをどうするかといったテーマを設けて、グループ協議などの形で御議論いただき、必要な施策などを提案いただいております。

小田原委員： ありがとうございます。あと、生涯学習ということなので、全世代が対象になっている、その学習環境のことをやるのかなと想像してたんですが、どちらかといえば、やはり学校を利用してる方とか公民館を利用している方に対するものがメインになっていくんでしょうか。

山内生涯学習課長： まず、生涯学習自体につきましては、これはもう幅広い概念ですので、法律上の定義はなくて、教育基本法の中で生涯学習の理念が定められています。それは生涯にわたって意識して学ぶということであり、学校教育を含め幅広い世代で行われる学習が全て生涯学習になってまいります。そのため、学校に在学中の児童生徒も含めて学ぶ機会を充実させるということが生涯学習に入ってまいります。

一方で社会教育につきましては、社会教育法の中で、学校教育以外、乳児も含め、学校教育以外の部分の主に青少年、成人を中心にした世代に対する社会で行われる教育というふうに定義をされております。なので、生涯学習と社会教育の分野、重なる部分が多いですけども、主には学校以外の部分でどのような学びの機会をつくるかということテーマにしておりまして、その内容をこの審議会では御審議をいただくことが多いです。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： 他にいかがでしょうか。

今後の委員を選任していくに当たっての方針ということでありますけども、ただいまいただいた御意見を踏まえて検討いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

それでは、続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

(13:40)

【非公開案件】

第1号議案 令和7年度メイプル賞（第1回）の受賞者について

令和7年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（停職6月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 広島県教育職員免許状再授与審査会委員の任命について

広島県教育職員免許状再授与審査会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:13)